

平成17年10月8日

淀川水系流域委員会 様

三重県伊賀市

奥 中 久 夫

川上ダムに対する意見

私たちの住む木津川上流は、洪水時には岩倉峽によって堰上げられるため、古来より洪水の度に激甚な洪水被害を被ってまいりましたので、狭窄部である岩倉峽の開削を要望し続けてきました。

昭和42年、木津川上流が直轄区域に編入され、上野地区の治水対策として上野遊水地計画が樹立されましたが、当時地区住民は、我々はなぜ下流域の犠牲にならなければならないのかと反対し、隣人はもとより家族にいたるまで争いましたが、「淀川水系工事实施基本計画」が改定され、岩倉峽を開削しない代わりに狭窄部上流の河川整備は、上野遊水地+河道掘削+川上ダムのいわゆる「三点セット」で整備するとの約束により、私たちは止むを得ず遊水地設定に同意したのであります。それが今になって、川上ダムを作らないと言われてもそれは約束違反であり、到底納得できません。

また、ダムに代わる治水対策（代替案）があればそれに越したことはないが、すでに多くの代替案が検討されました。

- (1) まず、上野遊水地掘削案は、洪水時以外の時における掘削地の水を汲み出さなければならず、管理に莫大な費用を要するとともに、水田が湿田化され農作業が非常に困難になります。
- (2) 次に、新遊水地案については、現在進められている上野遊水地すら、計画から40年を経た今日においても、全地権者から地役権設定の協力が得られないのが現実であり、また、すでに地役権設定をしたことによって、所有権の制限を受け地域の発展を阻害している現状を考えると、新たに遊水地を作るため地権者に同意を得ることは到底できないと言い切れるでしょう。
- (3) また、水田活用案（いわゆる畦の嵩上げ案）は、地権者も多く嵩上げのため畦畔が広くなり水田面積が減少するうえ、畦が高く、また広くなり日常の畦畔の草刈りが大変であるとともに、洪水時に数多い水田のゲートの開閉操作も不可能と思われ現実性がありません。

(4) その他「ため池活用案」は、畦の嵩上げによる水田活用案と同様、堤防の草刈り、余水吐けの管理が必要であります。「放水路案」は、高山ダムの嵩上げ、それに伴うダム湖拡大による用地の確保など多くの問題があります。

以上のように、いずれの代替案も、現実問題として地権者の同意はもちろん投資効率から考えても実現不可能であると思います。

これ以上代替案の検討しても無駄であって、その間に近県で頻繁に発生している予期せぬ大災害がいつ起きるか分かりません。現に木津川上流地域に住む私たちの気持ちをおくみとりいただき、安心と安全な日常生活を享受できるよう願っております。当然のことながら環境保全には十分留意した上、所有者の同意も得て水没地住民みなさんの移転、離村も完了している川上ダムは、今日までの投資をも無駄にすることなく、是非とも早期に完成していただきますようお願い申し上げます。